

- 平成 29 年 6 月 17 日の第一回評議員会にて、今年度の役員報酬支給について次の通り支給することを決定した。

	年間 限度総額
理 事	2,600 万円以内
監 事	40 万円以内

- 役員報酬額基準は 「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」内に次の通り規程されている。

区 分	報 酬 額 規 準
理 事 長	社会福祉法人まほろば給与規程による本俸×200%以内
副理事長	月額 50 万円を上限として理事長が定める。
専務理事	社会福祉法人まほろば給与規程による本俸×170%以内
常務理事	社会福祉法人まほろば給与規程による本俸×150%以内